

2011年9月22日

各位

東亜合成株式会社

当社高岡工場敷地内における形質変更時要届出区域の指定について

当社高岡工場の一部敷地において、新規製造設備建設を予定していることから、自主的に土壌調査を実施いたしました。その結果、土壌汚染対策法の基準を上回る特定有害物質が検出されたため、富山県に同法第14条に基づく区域指定の申請を行い、本日、「形質変更時要届出区域※」の指定を受けましたのでお知らせいたします。

当該敷地の利用に際しては、周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な対策を実施してまいります。

※形質変更時要届出区域とは

土壌汚染対策法に定められた、土壌の汚染状態が基準に適合しない土地のうち、健康被害が生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要とされる区域です。土地の形質変更時には都道府県知事に事前に届出が必要となっております。

記

1. 高岡工場概要

所在地：富山県高岡市伏木二丁目1番3号

敷地面積：264,850 m<sup>2</sup>

事業内容：瞬間接着剤、高機能接着剤、カリ関連製品等の製造

2. 調査対象区域

新規製造設備の建設予定地 8,000 m<sup>2</sup>について調査いたしました。

3. 調査結果

平成23年2月～6月にかけて土壌調査を行ったところ、土壌の一部から下表のとおり、基準を上回る特定有害物質が検出されました。

土壌汚染状況調査結果一覧

調査項目	特定有害物質	土壌汚染対策法の基準値	基準超過の濃度範囲	基準に対する倍率	超過地点数／調査数
土壌溶出量	鉛およびその化合物	0.01mg/L以下	0.015～0.057mg/L	1.5～5.7倍	2/80
	ひ素およびその化合物	0.01mg/L以下	0.011～0.26mg/L	1.1～26倍	22/80
	ふっ素およびその化合物	0.8mg/L以下	0.88～9.7mg/L	1.1～12.1倍	24/80
土壌含有量	鉛およびその化合物	150mg/kg以下	180～5,200mg/kg	1.2～34.7倍	24/80
	ひ素およびその化合物	150mg/kg以下	160mg/kg	1.1倍	1/80
	ふっ素およびその化合物	4,000mg/kg以下	15,000mg/kg	3.8倍	1/80

※調査期間：平成23年2月～6月

※調査方法：土壌汚染対策法第3条で定められた方法による調査

4. 本件に関するお問い合わせ先

東亜合成株式会社高岡工場事務グループ

TEL 0766 - 44 - 7401

FAX 0766 - 44 - 7410

以上